

審査会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン

一般財団法人 北海道剣道連盟

【審査会を開催するにあたって】

- 1 道剣連（以下、主催者という）は、審査会を開催にあたって、主管剣道連盟及び審査会場となる施設の方針を遵守するものとする。
- 2 主催者は審査会の開催にあたって、受審者並びに関係者に対して、この審査ガイドラインの内容を徹底する。
- 3 主催者は、審査会スケジュールの策定にあたって、入場・受付の密集を避けるため受付時間を幅広く取る。トイレ・休憩場所の密集を避けるため休憩時間を長くするなど、全体として余裕を持った時間配分とする。
- 4 主催者は、受審者並びに関係者以外（例えば、付き添いや見学者）は入場できないことを、あらかじめ徹底する。
- 5 受審者並びに関係者は、審査ガイドラインを遵守し、安全な審査会の運営に協力する。

【受審にあたって】

- 1 以下に該当する者は受審できない。
 - (1) 基礎疾患のある者
 - ・ 基礎疾患のある者とは、「糖尿病、心不全、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方など」をいう
 - ・ これらの者が理由あって受審する場合は、主治医の承認を得るものとする
 - (2) 発熱のある者（個人差があるが、一般的には37.5度以上あるものをいう）
 - (3) 咳・咽頭痛など風邪の様な症状がある者、その他体調がよくない者
 - (4) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - (5) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- 2 受審者、受審日に自宅等で検温を行い、別表「受審者確認票」に、氏名、住所、連絡先電話番号及び当日の体温を記録し、審査会場に持参する。
- 3 受審者は、面マスク及びマスクを持参する。

実技審査時には面マスク、それ以外（実技審査までの待機中、合格発表までの待機中等）はマスクの着用を前提としている。実技審査時以外でも面マスクを着用す

る予定の受審者は、面マスクのみの持参で可。

【入場にあたって】

- 1 受審者は、自宅と審査会場との往復の際にはマスクを着用し感染予防に努める。
- 2 自家用車等での来場が許されている場合は、審査会場内での密集を避けるため、あらかじめ着替えを行った上、入場する。
- 3 受審者は施設への入場時、持参した受審者確認票を提示する。
 - (1) 受審者確認票を持参しなかった者は、原則として入場させない。
 - (2) 見学者、付き添い等は原則として入場させない。
- 4 入場口にアルコール除菌液を設置し、受審者は手指消毒を行う。
- 5 受審者は体温測定を受ける。主催者は、非接触型体温計等により、受審者の体温測定を行う。

体温測定により 37.5 度以上ある者は、入場できない。

【審査会場内での留意事項】

- 1 受審者並びに関係者は、フィジカル・ディスタンス（人と人の距離、最低でも 1 メートル、できれば 2 メートル）を保つようにする。
- 2 受審者は審査会場では、実技審査時（面マスク使用）を除いて、常にマスクを着用する。関係者はマスク、状況によりフェースシールドも併せて着用する。
- 3 受審者並びに関係者は、審査会場内でも、手洗い、うがい、アルコールによる除菌消毒に務める。また、トイレはふたを閉めてから流す。
- 4 主催者は、手洗い、うがいの場所をなるべく多く確保し、可能な限り多くの場所に除菌用アルコールを配置する。

【受付、更衣、受審者等の説明】

- 1 施設に入場後、受審者は剣道着、袴に着替え、垂れを着装して受付で持参した受審者確認票を提出し、受審票（受審カード）を受け取る。
- 2 受付は、密集を避けるため、2カ所以上設置し（生年月日により区分）、受審者を分散させる。分散がスムーズにできるよう、受付の表示を明確にする。
- 3 人と人の距離を保つため、受付の前に 2メートル毎に目印のテープを貼る。
- 4 受付が密集した場合、入場制限を行う。
- 5 受付終了者は、密にならないよう係員の指示した場所で待機する。
- 6 主催者（審査委員長等）は、審査会場内で待機する受審者に説明を行う。
- 7 密集を避けるため、原則として開・閉会式等の整列は省略する。

【剣道審査の進行要領等】

- 1 受審段位により、午前の部と午後の部に分離する。
 - (1) 第一種審査
初段の受付は午前、二段・三段の受付は午後とする。
 - (2) 第二種審査
四段の受付は午前、五段の受付は午後とする。
なお、一・二種とも受付時間の詳細については別途連絡する。
- 2 最初に受審者全員が日本剣道形を行った後、実技審査を行う。
- 3 実技審査に当たっては面マスク、形審査にあたっては面マスク等を必ず着用する。
- 4 受審者は剣道形、実技審査とも間隔（1メートル以上）をとって整列する。

【合格発表】

- 1 実技審査終了後、午前・午後の部とも、受審者の概ね半数が終了毎に合格発表を行う。（受審者が少数の会場は実技終了後に一斉に発表する）
- 2 発表は、実技審査会場以外のロビー等比較的広い場所で行い、密集になることを回避する。
- 3 受審者は受審票（受審カード）を持参し集合する。

【合格発表後対応】

- 1 第一種審査
 - (1) 合格者は係員に受審票（受審カード）を提出して施設から退場する。
 - (2) 不合格者は、登録料金の返金を受けるとともに、希望者には「今後努力してほしい要点」の用紙も受け取り施設から退場する。
 - (3) 剣道形の不合格者は、登録料金の返金を受けるとともに、「再受審票」を受け取り再受審手続きの説明を受けた後、施設から退場する。
- 2 第二種審査
 - (1) 合格者は係員に受審票（受審カード）を提出して、登録料金の納入手続きの説明を受けた後、施設から退場する。
 - (2) 不合格者は、すみやかに施設から退場する。
 - (3) 剣道形の不合格者は、「再受審票」を受け取り再受審手続きの説明を受けた後、施設から退場する。

【その他】

- 1 審査員、立ち会い、係員等すべての関係者は、マスクを着用のうえ、更に任務分担の状況を勘案し主催者が準備するフェースシールドも併せて着用する。

- 2 休憩時間における審査員控室やトイレが密集状態になることを避けるため、休憩時間は多めに取るようにし、審査員等は交代で休憩室、トイレを使用する。
- 3 審査会場では常に換気を行う。
- 4 受審者は、食事の空き箱等、持参した物、ごみは必ず持ち帰る。
- 5 審査会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対し速やかに濃厚接触者の有無等について報告する。
- 6 新型コロナウイルスの感染状況や審査会場となる施設の方針により、逐次、審査ガイドラインの見直しを行う予定です。

以 上